

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 4月 1日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿



提出者

住 所 千葉県木更津市新田1-5-31

氏 名 小澤商事株式会社

代表取締役 勝呂 和彦

電話番号 0438(22)5285

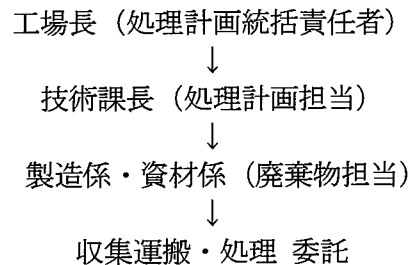
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	小澤商事株式会社 成田生コンクリート工場
事業場の所在地	千葉県成田市吉倉109番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業 小分類：セメント・同製品製造業（生コンリート製造業）
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 300百万円
③ 従業員数	17人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	生コンクリート製造 → 現場に納入 → 現場での計算違い等による戻りコンの発生 → 当工場内にて固化 → 産業廃棄物収集運搬業者へ運搬を依頼 → 廃棄物処理業者にて破砕、RC碎石の製造

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	ガラス・陶磁器・コンクリートくず
	排出量	676 t	2,522 t
	(これまでに実施した取組)		
	出荷増に比例し、戻りコンも大幅に増加。現場での計算ミスが多く の要因となっており多量排出に該当となった。また、処理業者の廃業な どにより排出が滞っており新たに契約した業者へ溜まっていた分の 排出を行ったことも増加の要因となっている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	ガラス・陶磁器・コンクリートくず
	排出量	500 t	1,500 t
	(今後実施する予定の取組)		
	出荷、現場数とも前年より増える見込みであり削減が難しい状況であ る。前年度より排出量を削減してゆくには、現場との連絡を密に行い 正確な発注を促すなどの対策が必要である。滞っていた分の排出はほ ぼ完了しているため、来年度は削減出来る見込み。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 場内産業廃棄物置場を区画分けし、適切に保存した。また散水により 粉塵の発生を抑制した。収集運搬業者による積込み運搬を依頼。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物置場内からはみ出さないように注意する。粉塵発生 の恐れがあるときは散水等を実施し周辺環境にも気を配る。また 積込時の騒音などにも注意する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	ガラス・陶磁器・コンクリートくず
	全 処 理 委 託 量	676 t	2,522 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	676 t	2,522 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	処分業者により、再生路盤材（RC碎石）として100%再利用		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	ガラス・陶磁器・コンクリートくず
	全 処 理 委 託 量	500 t	1, 500 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	500 t	1, 500 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	処分業者により、再生路盤材（RC碎石）として100%再利用		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。